

一般廃棄物収集運搬業の許可基準の見直しについて

本市では、5年毎に見直しされているごみ処理基本計画の燃やすごみ発生予測量にあわせ、一般廃棄物収集運搬業の許可基準の見直しを行ってきた。本年3月、「金沢市ごみ処理基本計画(第4期)」が策定されたため、これに伴い、一般廃棄物収集運搬業の許可基準の見直しを行うものである。

現状の許可概要

基本原則

- ・一般廃棄物の適正な収集運搬を確保する。
- ・「金沢市ごみ処理基本計画」に適合した許可である。

許可方針

- ・「金沢市ごみ処理基本計画」による5年後の燃やすごみ予測量から、収集運搬に必要な車両数を算出し、車両数が不足する場合に増車を行う。
- ・許可車両数を制御することにより、過当競争を防止し、適正な収集運搬の確保及び優良業者の育成を目指す。

現在の許可状況

- ・許可業者数 19社
- ・許可車両数 燃やすごみ車両 71台

見直し

平成23年4月1日以降(案)

燃やすごみ車両数→増車なし

- ・燃やすごみの発生量は、将来にわたり、減少傾向にある。
- ・5年後(平成27年度)の燃やすごみ車両必要数は69台であり、現在の許可車両数71台で十分対応が可能である。

3Rの推進→新規制度

- ・本市では、3R推進のため、様々な施策を行っている。
- ・分別を徹底することにより、再資源化ごみは増加する。
- ・再資源化ごみを適正に収集運搬する車両を確保するため、新たに収集運搬車両の許可制度を整備する。

増車規定の廃止

- ・燃やすごみ車両の月間運搬量が多い場合、増車を認める規定がある。
- ・これは、燃やすごみの発生量が増加すると想定された時期に作られたものであり、ごみ発生量が減少傾向にある現状にそぐわない規定であるため、廃止する。

3R推進のための新規制度

ごみ処理基本計画の基本方針として掲げられている「分別の徹底と再利用、再生利用の促進」に取り組んでいくことにより、今後、再資源化されるごみ量は増加していくことが予想される。

現在の一般廃棄物収集運搬業の許可制度は、処分するごみの収集運搬を想定しているものであり、再資源化されるごみ量が増加していけば、収集運搬車両に不足が生じることが予測される。

そこで、3Rを着実に推進していくため、再資源化ごみを収集運搬するための車両の新たな許可制度を整備するものである。

再資源化の定義

- ・ 廃棄物の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすること

目的

- ・ 再資源化を進めるための新たな許可制度の整備

制度概要

- ・ 再資源化ごみに限定した収集運搬車両の許可

許可要件

- ・ 再資源化に使用する収集運搬車両であること
- ・ 市が認める再資源化施設に搬入すること

今後のスケジュール		11月	12月	1月	2月	3月	4月
	廃棄物総合対策審議会	●			●		
	パブリックコメント			←→			
	新制度の施行						●→

金沢市再資源化品を取り扱う一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準(案) 骨子

- 第1 趣旨
再資源化品の収集運搬に係る許可申請に対し、本市独自の基準を定める。
- 第2 用語の定義
再資源化、再資源化品、再資源化収集運搬業許可、再資源化許可申請者、再資源化新規許可申請者、再資源化変更許可申請者、収集運搬車両、食品循環資源ごみ
- 第3 再資源化収集運搬業許可に係る基準
- (1) 申請者に関する事項
 - ・ 事務所の設置場所、市税の完納、事務所の従事職員
 - (2) 知識・技能を有することの条件
 - ・ 産業廃棄物等の収集運搬業に係る認定講習修了者、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けてから5年経過、再資源化品を含む許可
 - (3) 収集運搬車両について
 - ・ 車両の所有・使用権限、燃やすごみ用以外の車両、飛散防止措置、食品循環資源ごみの収集運搬車両は機械式車両
 - (4) 運搬車両の保管場所について
 - ・ 土地の所有・使用権限、隣接土地所有者の同意、洗車場及び洗車水の処理設備
 - (5) 事業の範囲について
 - ・ 再資源化品に限定、市長が認める処分業者で再資源化
- 第4 施設変更届出に関する基準
・ 事務所を移転、収集運搬車両を更新または増車、収集運搬車両の保管場所を変更
- 第5 事前協議
・ 許可申請時、変更届出時に事前協議
- 第6 実地検査
・ 許可申請時、変更届出時に実地検査
- 第7 再資源化収集運搬許可に係る付帯条件